

令和5年10月から導入開始！

インボイス制度の事前準備・対策はお済みですか

消費税インボイス制度 相談会・セミナー等へ専門家を派遣します

令和5年10月から、消費税の仕入税額控除の方式として**適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）**が導入されます。インボイス（適格請求書）を発行できるのは、「適格請求書発行事業者」に限られ、この発行事業者になるためには**事前に税務署への登録手続きが必要**で、**令和3年10月より事業者登録が開始**されています。

富山県中小企業団体中央会では、インボイス制度への事前準備や対策を支援するため、講習会の開催や組合等への専門家派遣を行います。負担金は原則無料（中央会で負担）ですので、お気軽にご利用ください。

専門家

- 税理士 ■ 公認会計士 ■ 弁護士
- 中小企業診断士 ■ ITコーディネータ
- 経営コンサルタント 等



【派遣実施期間】 **令和5年1月末まで**

～ 相談内容・研修テーマの例 ～

- インボイス制度や消費税の基本的な仕組み
- 消費税の免税事業者との仕入取引がある場合に考えらえる影響
- 取引先から課税事業者を選択を求められている免税事業者の対応
- デジタル化・IT活用によるインボイス制度への対応
- インボイス制度に対応するため補助金の活用方法



裏面の申込書に必要事項をご記入のうえ、FAX（076-422-0835）にてお申込みください。また、本会のホームページのからもお申込みすることができます。内容によっては、対象とならないこともございます。また、予算枠に限りがございますのであらかじめご了承ください。

お申込み
お問い合わせ

富山県中小企業団体中央会

〒930-0083 富山市総曲輪2-1-3 富山商工会議所ビル 6F

TEL:076-424-3686 FAX:076-422-0835

[URL] <https://www.chuokai-toyama.or.jp/> [Mail] info@chuokai-toyama.or.jp

FAX : 076-422-0835

富山県中小企業団体中央会 事業環境変化対応型支援事業担当 行

専 門 家 派 遣 申 込 書

組 合 等 名 称	
担 当 者 名	(氏名) (役職)
所 在 地	〒
電 話 番 号	
F A X 番 号	
E - m a i l	
専 門 家	・希望する専門家がいる 職 [] 氏名 [] ・中央会からの紹介を希望する
希 望 日 時	令和 年 月 日 (曜日) : ~ :
開 催 予 定 場 所	・組合事務所 ・その他 ()
相 談 テ ー マ	
相 談 内 容 詳 細	